

令和元年秋の火災予防運動

実施期間

- 十和田湖畔地区
令和元年 9月23日(月) から 令和元年 9月29日(日) まで
- その他の地区(十和田市・六戸町)
令和元年10月21日(月) から 令和元年10月27日(日) まで

秋の火災予防運動とは

空気が乾燥して火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、消防や関係団体が地域住民等に火災予防を呼びかけ、火災の発生を防止して高齢者等を中心とする死者発生の減少と財産の損失を防ぐことを目的としています。

全国的には、毎年「119番の日」である11月9日から実施されておりますが、全国と比較して青森県は早く秋を迎えることから全国より早く実施しています。さらに、十和田湖畔地区は山間地区であり、秋の本格的な観光シーズンを見据えて早い時期に実施しています。



住宅防火 いのちを守る 7つのポイント 3つの習慣・4つの対策

【3つの習慣】

- **寝たばこ**は、絶対やめましょう。
- **ストーブ**は、燃えやすいものから離れた位置で使用しましょう。
- **ガスこんろ**などのそばを離れるときは、必ず火を消しましょう。

【4つの習慣】

- 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置しましょう。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、**防災品**を使用しましょう。
- 火災を小さいうちに消すために**住宅用消火器**を設置しましょう。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくりましょう。

暖房器具の使用前点検を！

暖房器具等を使う機会が増えてきますが、使用する前に器具の点検を実施しましょう。

住宅用火災警報器の設置・適切な維持管理を！！

住宅用火災警報器にホコリがつくと火災を正常に感知しなくなる場合があります。また、電池切れは本体が事前に音や音声で知らせてくれますが、留守が続いたことなどにより把握できないケースも想定されます。この機会に、乾いた布か十分絞った濡れ布で汚れを拭き取り、正常に作動するか試験ボタンを押すなどしてテストしましょう。

また、住宅用火災警報器を設置してから10年以上経過している場合は、内部の電子機器の劣化が進んでいるおそれがあるため、本体の交換をお奨めします。まだ、住宅用火災警報器を設置されていないご家庭は、大切な人の命を守るため、早急に設置してください。

古い消火器の取扱いに注意！！！！

消火器の容器に腐食やキズがある場合は破裂事故を引き起こす可能性があります。このような消火器は操作したり、分解したりせずに適切に廃棄処分をしてください。